

## 警察庁訓令第2号

疑わしい取引に関する情報取扱細則を次のように定める。

平成19年3月30日

警察庁長官 漆間 巖

### 疑わしい取引に関する情報取扱細則

(通知の受理)

第1条 警察庁刑事局組織犯罪対策部犯罪収益移転防止管理官（以下「犯罪収益移転防止管理官」という。）は、疑わしい取引に関する情報取扱規則（平成19年国家公安委員会規則第9号。次条において「規則」という。）第2条第2号に規定する通知があったときは、疑わしい取引の届出に関する政令（平成11年政令第389号）第3条第2項各号及び疑わしい取引の届出の方法等に関する命令（平成11年総理府令・法務省令第1号）別紙様式第1号から別紙様式第4号までに掲げる記載事項に不備がないかどうかを確認しなければならない。

2 前項の記載事項に不備があるときは、犯罪収益移転防止管理官は、当該通知を行った主務大臣から、当該記載事項のうち不備があったものについて聴取するものとする。

(抹消)

第2条 規則第8条の規定による疑わしい取引に関する情報の抹消は、当該疑わしい取引に関する情報が次の各号のいずれかに該当すると認められるときに行うものとする。

- 一 疑わしい取引に関する情報に係る犯罪についていずれも公訴の時効が完成したとき。
- 二 前号に掲げるもののほか、疑わしい取引に関する情報を保管する必要がなくなったとき。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。